

大通達甲（生企）第2号  
平成30年2月16日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

保護取扱規程の運用等について（通達）

保護等については、保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号。以下「規程」という。）等の規定に基づき実施しているところであるが、規程の解釈及び運用について下記のとおり定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「保護取扱規程の運用等について」（平成29年4月18日付け大通達甲（生企）第5号）は、廃止する。

## 記

### 第1 規程の趣旨

この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）の規定に基づく保護等が基本的人権に関わる問題となり得ることを踏まえ、保護等の手続、方法、施設等の基本的事項について、その基準となるべきものを定めたものである。

### 第2 教養の徹底

保護等については、個々の警察官の現場における判断及び対応により、適正に行われるかどうか左右されることから、法令、規程等の教養のみに終始することなく、具体的な事例等に即した手続等を習得するよう教養すること。

### 第3 各条ごとの留意事項

#### 1 保護についての心構え（規程第2条）

保護等は、人権に関わる問題となり得ることから、保護を要するものであるかどうかの判断は、的確に行わなければならない。また、泥酔者についても保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護のため誠意を持って当たるよう配慮すること。

#### 2 保護

##### (1) 保護の着手（規程第4条）

ア 「とりあえず必要な措置」とは、通常地域警察官等によって行われる被保護者を交番等に運ぶ等の応急措置及び現場の関係者から事情や家族等の住居を聴取したり、近隣の家族等に引き渡したりする等の現場等において行われる必要な措置をいう。

イ 保護した場合は、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理すること。

##### (2) 保護の場所等（規程第5条）

ア 駅舎、民家等規程第5条第1項各号に掲げる場所以外の場所において保護することが適切であると認められる場合は、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。

イ 病人、負傷者及び泥酔者等で異常があると認められる者等を保護する場合は、必

要により、医師の診断、治療を求める等の措置を執るよう配慮すること。

(3) 住所等の確認措置（規程第6条）

ア 住所等の確認措置は、特に必要のある場合のほか、規程第9条による危険物等の保管の際に行うよう配慮すること。

イ 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとる」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等により住所等を認知することであり、これらの措置は、法第3条第1項第2号の病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意志のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、措置を執ることができない。

なお、被保護者が女子である場合は、立会人も女子とするよう配慮すること。

(4) 行動を抑止するための手段（規程第8条）

「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために、通常被保護者の腕、肩等を抑える等の手段をいうのであるが、場合によっては、手錠等の保護用具を使うこともやむを得ない場合もある。これらの手段は、危害を防止して適切にその者を保護するためにやむを得ずに行われるものであるが、直接身体について行動を制限をすることであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は、真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、後ろ手錠による使用は避けること。

また、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように配慮するとともに、なるべく衆目に触れないよう配慮すること。

(5) 危険物、貴重品等の保管（規程第9条）

ア 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常な判断能力を欠いている等やむを得ないと認められる場合は、被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮すること。

イ 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケット等に無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいい、これを保管する場合の「同項の規定に準じて」とは、法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいう。現金その他の貴重品については、危険物の保管の際同時に行うこと。

なお、被保護者が女子である場合は、立会人も女子とするよう配慮すること。

(6) 保護室における危害予防の特例措置（規程第10条）

法第3条第1項第1号の被保護者であって、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合であって、保護室から離れるおそれがある場合がある等危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等を使用することは避けること。法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、原則保護室を使用しないが、保護室を使用する場合には保護室にかけがね等を使用しないこと。

なお、かけがね等というのは、かけがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によって使用できるものをいうのであって、南京錠等威圧感を与えたり、鍵を使用しなければ開けられないようなものを使用しないこと。

(7) 異常を発見した場合の措置（規程第11条）

ア 「発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する」というのは、逃亡した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れた場合、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっている場合はそれ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には再び保護に着手するものであることに留意すること。

なお、この措置を執ることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断等されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同視することのないよう配慮すること。

イ 前記アにより再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処理すること。

3 保護室に関する特例措置（規程第15条）

(1) 「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合等又は行方不明者等で保護室の雰囲気になじめない者を保護する場合等をいい、これらの場合には、相談室、執務室、休憩室、少年補導室、待合室等において保護するようにすること。

(2) 「やむを得ない事情により保護室が使用できない場合」とは、保護室が他の被保護者の保護により使用中である場合、改修工事中等の理由により被保護者を保護室に収容できない場合等をいい、これらの場合には、生活安全部長が別に定めるところにより、他の警察署に対し、被保護者の保護室への収容を依頼することができる。

4 雑則及び児童の一時保護等

(1) 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（規程第20条）

ア 規程第20条第2項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がいない場合等の規程第12条第2号の規定による通告と異なり、保護者に監護させることが不相当である場合に行うものであることに留意すること。

イ 被保護者と被疑者の取扱いを明瞭に区別し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、被保護者について取調べ等をしてはならない。このことは、規程第20条第1項の規定による非行少年等であることが明らかとなった場合についても同様である。

(2) 児童の一時保護等（規程第22条）

ア 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等であって性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじめないものについては、少年補導室、執務室、休憩室等について

保護するよう配慮すること。

イ 前記アを除き、規程第22条に規定する者については、同行状又は収容状等の執行中に一時保護室に収容する者であることから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。

ウ 規程第22条第1項各号に規定する者が逃亡した場合は、当然これを捜索しなければならぬのであって、その限りにおいて、規程第11条第2項を準用する余地はない。

#### 第4 管理システムの使用

保護時における保護カード等の作成等については、管理システムにより行うこと。

(生活安全企画課保護係)